定　　款

ヒーハイスト株式会社

第　１　章　　総　　則

（商　　号）
第　１　条　当会社はヒーハイスト株式会社と称し、英文ではHEPHAIST CO., LTD. と表示する。

（目　　的）
第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）超音波応用製品の設計、製造、販売
（２）単軸及び多軸自動制御装置等の応用製品の設計、製造、販売
（３）アモルファス合金の製造及びアモルファス合金を使用した小型モーター等応用製品の設計、製造、販売
（４）各種計測器、自動制御装置等精密機器の設計、製造、販売
（５）直動軸受、球面軸受、ガイドポスト等特殊ベアリング及び金型の設計、製造、販売
（６）自動車、半導体、液晶、医療・航空、光関連等の部品、ユニット製造、販売及び受託加工
（７）発電及び売電に関する事業
（８）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第　３　条　当会社は、本店を埼玉県川越市に置く。

（公告方法）
第　４　条　当会社の公告は、電子公告により行う。
②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第　５　条　当会社の発行可能株式総数は、18,720,000株とする。

（自己株式の取得）
第　６　条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第　７　条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第　８　条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第　９　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（株式取扱規程）
第　10　条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基 準 日）
第　11　条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第　３　章　　株主総会

（招　　集）
第　12　条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）
第　13　条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）
第　14　条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）
第　15　条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
②前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）
第　16　条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議 事 録）
第　17　条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第　4　章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第　18　条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）
第　19　条　当会社の取締役は７名以内とする。

（取締役の選任）
第　20　条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第　21　条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第　22　条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
③取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第　23　条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第　24　条　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）
第　25　条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第　26　条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）
第　27　条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）
第　28　条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）
第　29　条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第　30　条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
②当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第　５　章　　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）
第　31　条　当会社は監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）
第　32　条　当会社の監査役の員数は５名以内とする。

（監査役の選任）
第　33　条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第　34　条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の選任に係る決議の効力）
第　35　条　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

（常勤監査役）
第　36　条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第　37　条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第　38　条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第　39　条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役の報酬等）
第　40　条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第　41　条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
②当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第　6　章　　会計監査人

（会計監査人の設置）
第　42　条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第　43　条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第　44　条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第　45　条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第　7　章　　計　　算

（事業年度）
第　46　条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から（翌年）３月31日までとする。

（期末配当金）
第　47　条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）
第　48　条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）
第　49　条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

原始定款	1962年６月22日
定款変更	1963年５月30日
	1965年５月15日
	1975年５月26日
	1986年５月８日
	1994年５月25日
	2001年１月10日
	2001年３月16日
	2001年７月24日
	2001年７月31日
	2001年８月１日
	2001年11月14日
	2001年12月１日
	2002年６月25日
	2003年６月26日
	2003年10月30日
	2004年６月28日
	2006年６月29日
	2009年６月26日
	2010年１月６日
	2015年６月25日
	2017年４月27日
	2020年６月25日
	2022年６月28日
	2024年６月26日